

盛岡地域の排出事業者の皆様へ

資源化可能な事業系古紙類の 搬入規制が始まります！

令和2年4月1日より開始

※このチラシも使い終わったら古紙に出してください。

盛岡市クリーンセンターで搬入が**規制**される事業系古紙類

OA紙



機密文書とシュレ
ッター紙は規制の
対象外！

雑がみ



【雑がみ一例】

- ・厚紙
- ・封筒
(窓は切り取ること)
- ・菓子箱
- ・紙ファイル
(留め具は外すこと)
- ・ロールの芯
- ・カレンダー
(金属部分は取ること)
- ・6缶パック包装
- ・ティッシュ箱
(ビニールを取ること)

新聞



雑誌



カタログやパンフレット
(会社案内)を含む

段ボール



間が波状の芯のもの

油等で汚れたもの
に限り、持ち込み
可能！※

※以下の資源化できない紙類(禁忌品)は、これまでどおり可燃物としてクリーンセンターに持ち込むことができます。
汚れた(濡れた)紙、匂いのついた紙、圧着はがき、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、粘着物が付着した封筒、
シール、防水加工された紙、印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、金銀などの金属が箔押しされた紙、捺染紙等



可燃物に古紙が混ざ
らないよう**分別を徹
底**してください。
※禁忌品は除く



事業者の皆様は、ク
リーンセンター敷地
内のストックヤード
の利用ができなくな
ります。



資源化可能な事業系古紙類は**しっかり分別して**
資源回収業者または**収集運搬許可業者**へ引き渡しましょう



令和元年8月作成・11月更新 お問い合わせ先：盛岡市環境部資源循環推進課 Tel.019-626-3733